

平成 21 年 8 月 6 日

各位

市田株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

関係下請事業者様をはじめ、お取引様やお客様その他関係者様ご一同に対して、ご心配、ご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

本件は、当社が、下請事業者に支払うべき下請代金の額から、平成 19 年 10 月から平成 21 年 3 月までの間に、自社が開催する発表会の経費負担を軽減するため、要請に応じた下請事業者に対して「仕入値引」と称して一定額を差し引いていた行為、平成 19 年 10 月から平成 20 年 12 月までの間に、自社の利益を確保するため、要請に応じた下請事業者に対して「宣伝引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いていた行為、および、一部の下請事業者に対して、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を、また、現金による支払を行うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額をそれぞれ差し引いていた行為が、公正取引委員会により、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じる行為であり、下請法の規定に違反する行為であると認定されたものです。

当社といたしましては、勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じて、同様の事態の再発防止に努めるとともに、下請法遵法体制をより一層充実させてまいり所存でございますので、各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、調査が開始されたことを契機といたしまして、平成 21 年 4 月以降、上記のような違法行為は一切行わないよう社内の周知徹底を図っております。

また、公正取引委員会により認定を受けた金銭につきましては、去る 7 月 9 日に各下請事業者様に対して返還を完了しております。

以上